

資本関係又は人的関係確認書

案件名			左欄は発注者が記入する。
判断期間	入札公告日	年 月 日	
	入札書の提出期間の末日	年 月 日	

入札参加者 又は 落札候補者	所在地		左欄は入札参加者が必ず記入する。
	ふりがな		
	名称・商号		
	代表者名	Ⓜ	

上記の判断期間中有効な資格者名簿に登載されている、資本関係又は人的関係がある者(以下「同族企業同士」という。)の有無は、下記のとおり相違ありません。
 ※資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準参照

1 資格者名簿の登載者のうち当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社の有無 あり なし

※資格者名簿とは埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿のこと。
 (建設工事、委託(設計・調査・測量)、委託(土木施設維持管理))

※「あり」に○を付けた者は下記の2又は3にその内容を記載すること。

※ 同一入札参加業者以外でも名簿に登載されている場合は「あり」を選択し、下記に記入すること。

2 資本関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社 (当社以外)

当社との関係	名称・商号	所在地	代表者名

3 人的関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社 (当社以外)

当社の役員		兼任している会社名、役職		
役職	氏名	名称・商号	所在地	役職

注意事項

- 上記2又は3の記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加する。
- この申出書の記入事項に虚偽があった場合には、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。
- 入札参加者が共同企業体の場合、この申出書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。
- 該当名簿の切り替え時に上記の判断期間に新旧の名簿が存在する場合には新名簿を適用する。
 ただしこの確認書を提出する時点で新名簿が公表されていない場合、この確認書に記載する同族企業扱いを受ける者は見込みで記載すること。
 その後、契約日までに新名簿が公表された場合で見込みで提出した確認書の内容と違う場合は、直ちに発注課所に訂正した確認書を提出すること。
 なお訂正された確認書で同族企業同士が当該入札に参加していた場合、落札者決定後でも契約を締結しない。

資本関係又は人的関係確認書(記入例)

案 件 名			左欄は発注者が記入する。
判断 期間	入札公告日	平成 年 月 日	
	入札書の提出期間の末日	平成 年 月 日	
入札参加者 又は 落札候補者	所在地	〇〇市〇〇1-2-3	左欄は入札参加者が必ず記入する。
	ふりがな	まるまるけんせつ	
	名称・商号	(株)〇〇建設	
	代表者名	〇〇 〇〇 ⑧	

上記の判断期間中有効な資格者名簿に登載されている、資本関係又は人的関係がある者(以下「同族企業同士」という。)の有無は、下記のとおり相違ありません。
 ※資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準参照

1 資格者名簿の登載者のうち当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社の有無 あり なし

※資格者名簿とは埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿のこと。
 (建設工事、委託(設計・調査・測量)、委託(土木施設維持管理))

※「あり」に○を付けた者は下記の2又は3にその内容を記載すること。

※ 同一入札参加業者以外でも名簿に登載されている場合は「あり」を選択し、下記に記入すること。

2 資本関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社(当社以外)

当社との関係	名称・商号	所在地	代表者名
当社の親会社	(株)□□建設	□□市□□1-2-3	□□ □□
当社の子会社	(株)△△コンサル	△△市△△1-2-3	△△ △△
親会社と同じ子会社	(株)××測量	××市××1-2-3	×× ××

3 人的関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社(当社以外)

当社の役員		兼任している会社名、役職		
役職	氏名	名称・商号	所在地	役職
取締役	△△ △△	(株)△△△△	△△市△△1-2-3	取締役
取締役	□□ □□	(株)□□□□	□□市□□1-2-3	取締役

注意事項

- 1 上記2又は3の記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加する。
- 2 この申出書の記入事項に虚偽があった場合には、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。
- 3 入札参加者が共同企業体の場合、この申出書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。
- 4 該当名簿の切り替え時に上記の判断期間に新旧の名簿が存在する場合には新名簿を適用する。
 ただしこの確認書を提出する時点で新名簿が公表されていない場合、この確認書に記載する同族企業扱いを受ける者は見込みで記載すること。
 その後、契約日までに新名簿が公表された場合で見込みで提出した確認書の内容と違う場合は、直ちに発注課所に訂正した確認書を提出すること。
 なお訂正された確認書で同族企業同士が当該入札に参加していた場合、落札者決定後でも契約を締結しない。